



監査告示第 3 号

令和 3 年 1 月 27 日付け監査第 0127004 号で提出した財政援助団  
体等監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があ  
ったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により次のとおり公  
表する。

令和 3 年 2 月 24 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明



院振第 0217001 号  
令和 3 年 2 月 17 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永修 治  
(院内支所地域振興課)

### 令和 2 年度財政援助団体等監査における指摘要望事項に対する措置状況 について（報告）

令和 3 年 1 月 27 日付監査第 0127003 号で報告のあった財政援助団体等監査結果、  
について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

#### 記

##### 【南院内さとづくり協議会】

###### （1）協議会規約について一部改正を求めたもの

事務局長 1 名から事務局員 2 名への変更や専門部会の廃止等、組織体制の見直しを行っていますが、それらに伴い貴協議会の規約を一部改正する必要があります。

例えば、事務局長を含む役員の構成を規定した規約第 6 条の「本会に次の役員を置く。」の条文を「本会に次の役員を置くことができる。」と改正し、専門部会を規定した規約第 10 条についても同様に「次の専門部会を置く。」から「次の専門部会を置くことができる。」と改正することで事務局長、専門部会を置くことが必須ではなくなります。また、将来的に事務局長、専門部会を再度、置くこととなった場合での規約の改正については不要となります。

なお、規約の改正は総会において審査し、議決されることとなっていますので、手続きに遗漏のないよう速やかに行われることを求めます。

##### ・措置状況

南院内さとづくり協議会より、「監査委員の意見を参考に規約と現状の組織体制が合うよう次期総会で規約改正を行う」と回答がありました。

写

## (2) 会計処理について改善を求めたもの

事務局員（推進員）の賃金について、4月分及び5月分が遅延し、6月分と合わせて7月9日に支払われていました。また、7月分は8月5日に支払われ、8月分以降は翌月下旬に支払いが行われており、支払い期日が一定に定まっていませんでした。労働基準法では「賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」とされています。今後は、適正な会計処理となるよう改善してください。

### ・措置状況

南院内さとづくり協議会より、「今後は市内外の他の任意団体の事例や市担当課の意見を聞きながら、適正な会計処理となるよう改善に努めていきます。」との回答がありました。

## (3) 事業計画の実施について要望したもの

ふるさと応援寄附金活用事業について、令和2年度で目標額の積立てが完了するので、計画している「南院内物語（仮称）」の作成を実施してください。

また、地域資源であるマチュピチュ展望所の活用を図り、自主財源確保に努めていただくよう要望します。

### ・措置状況

南院内さとづくり協議会より、「南院内物語（仮称）」の作成については、令和3年度の完成に向けて準備を進めること、マチュピチュ展望所の活用については、期間・特産品数・PRを拡充する等、更なる自主財源確保に努めると回答がありました。

## 【院内支所地域振興課】

### (1) 要綱及び交付金の手引きについて改善するよう求めたもの

宇佐市補助金等交付規則によると、交付金に係る事業は申請者が交付金交付申請書を提出し、市から送付された交付金交付決定通知書を受領することで交付金対象事業に着手することができます。

しかし、要綱に則った交付金の手引きでは対象実施期間が4月1日～3月31日にもかかわらず交付金交付申請期限は5月末としています。

関係法令、規則、要綱、交付金の手引きとの整合性を図るために地域コミュニティ組織推進の主管課であるまちづくり推進課や行財政経営課と検討し改善を図ってください。

### ・措置状況

まちづくり推進課及び行財政経営課と意見交換を行った結果、市全域の地域コミュニティ組織（現19組織）に関わることなので、各組織の意見聴取を行い、改善を図っていきます。